

財務諸表に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法
・建物、車両運搬具並びに器具及び備品一定額法

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

法人独自の退職金制度による

5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の財務諸表(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)
(2) 事業区分別内訳表(第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式)
(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
(4) 収益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア ジョイフルホームやつなみ拠点（社会福祉事業）

「法人本部」

「居宅介護支援事業」

「（介護予防）通所介護事業」

「通所型介護予防事業」

「配食サービス事業」

イ ネクストホームやつなみ拠点（社会福祉事業）

「（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業」

ウ グループホームやつなみ拠点（社会福祉事業）

「（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	82,167,354	0	0	82,167,354
建物	187,885,209	0	9,155,133	178,730,076
合計	270,052,563	0	9,155,133	260,897,430

7. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

基本金の取崩し 無

建物及び固定資産の減価償却に伴い

国庫補助金等特別積立金 2,198,406円を取り崩した。

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	82,167,354円
建物（基本財産）	178,730,076円
計	260,897,430円

担保に供している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	168,695,766円
長期運営資金借入金	27,697,889円
計	196,393,655円

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	242,155,480	63,425,404	178,730,076
車両運搬具	4,580,781	3,678,540	902,241
器具及び備品	12,674,421	9,351,112	3,323,309
合計	259,410,682	76,455,056	182,955,626

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし